

平成29年第2回竹原市議会定例会議事日程 第4号

平成29年6月21日（水） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 松本 進 議員

平成29年6月21日開議

(平成29年6月21日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時55分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第4号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

---

### 日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

質問順位7番，松本進議員の登壇を許します。

13番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。

まず最初に、一般質問の発言通告の中で、共謀罪法案、これが6月15日、異例の手続を経て可決成立をしました。したがって、共謀罪法案は共謀罪法と読みかえて質問しますので、よろしく願いいたします。

それでは最初の、第1番目の質問に入ります。

憲法9条の改憲発言、共謀罪法と市民の平和、暮らしについて市長に質問します。

一昨年9月の戦争法、いわゆる安保法制の強行採決、憲法9条の改憲発言や共謀罪法、森友学園、加計学園問題等々、安倍政権1強政治の暴走に国民の不安、不信が渦巻いています。安倍首相は、5月3日の憲法記念日に憲法9条に自衛隊を明記する改憲を行う、2020年に施行すると宣言しました。

そこで市長に質問します。

安倍晋三さんは何よりも内閣総理大臣です。24時間内閣総理大臣です。内閣総理大臣が憲法9条を変えることを時期まで決めて宣言するというのは、憲法を尊重、擁護する義務を公務員に課した憲法99条に違反すると私は考えますが、市長の認識はどうでしょうか。

次は、改憲内容についても極めて重大です。安倍首相は、憲法9条1項、2項を残し、自衛隊の記述を書き加えると言っています。これは、単に存在する自衛隊を憲法上追認するというだけにとどまりません。戦力不保持を定めた9条2項の死文化となり、無制限に海外での武力行使に道を開くことは明らかです。吉田市長は、自衛隊を明記する改憲

発言の内容についてどのように認識をされているでしょうか。

次は、共謀罪法は、憲法19条の思想及び良心の自由はこれを侵してはならないに違反する、さらに一般人も対象に監視社会が強められ自由に物が言えない暗黒社会を危惧する声があります。プライバシー侵害に対する国連特別報告者の懸念にも、政府は真摯に答えようとはしていません。世論調査でも国民の8割が政府の説明が不十分として、今国会の成立を必要ないという声がありました。

そこで市長に質問します。

私は、共謀罪法は内心の自由を脅かし、憲法19条に違反すると考えますが、市長の認識はどうでしょうか。

次は、仁賀ダム建設に伴う竹原市と住民の覚書について市長にお尋ねします。

私は、2014年6月市議会の一般質問で竹原市が誠実に対応すると約束した覚書が極めてずさんに対応している市政をただしました。私の質問に対する吉田市長の答弁は、この事業に関わる覚書の内容は、今後も関係者の理解が得られるよう引き続き誠意を持って取り組みます旨の答弁でした。

そこで市長に質問します。

3年前の私の質問の後、住民と約束した覚書の内容を誠実にするために甲さんと——覚書の相手方ですが、甲さんと誠意を持った協議や話し合いは具体的に何回され、その結果はどのようになりましたか。

次は、覚書では竹原市は住民に関する項目について誠実に対応し、1から4——これは覚書の約束内容のことではありますが、この1から4について厳守し実施する。この覚書については代々継承するものとし、金銭に伴うものについては乙の負担とする。また、上記内容が履行されない場合には工事施工を中止するものとする約束しています。

市長は、住民との約束を守ることにについてどのように認識されていますか。市道赤坂中仁賀線の工事が実施されているのはなぜでしょうか、市長の説明を求めます。

次は、覚書の甲さんは平成29年3月27日付で覚書の内容を守ってくださいと調停を起こされました。竹原市の回答書は、覚書の2の1から3については履行済みであるとか、本件調停申し立てについては不調にさせていただくしかないと考えますとしています。この回答書に甲さんは、仁賀ダム建設に協力してきたのに覚書を守ってくれない、誠実に対応すると竹原市は言ったのに調停の話し合いすら問答無用で切り捨てる、竹原市は住民との約束を何と考えているのかと怒り心頭であります。市長は、回答書の履行済みである

とか相手方の了承を得ているとの認識でしょうか。明確な答弁を求めます。

以上、壇上での質問とします。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 松本議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の御質問についてであります。報道等にもありますとおり、5月3日の公開憲法フォーラムにおいて安倍自民党総裁メッセージとして一連の発言があったものとされております。これらに関しましては、かねてから様々な議論がなされておりますが、憲法改正における発議権を擁する国会において、まずは十分な議論がなされるべきものであると考えております。

次に、組織犯罪処罰法の改正につきましては今国会にて可決されたところでありますが、テロリズム集団などの組織的犯罪集団が重大な犯罪を計画した場合に、その準備行為を行った段階で処罰できることとするものであり、諸外国においてテロ行為が多発する中で、日本国内におきましてもこうした行為の発生が懸念されるなどの事情により、このたび法制化されたものであると考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。平成18年2月8日付の覚書につきましては、平成26年第2回定例会での一般質問後の平成27年に関係者と話し合いを行いました。調整が整わない状況となっており、関係者との調整が整わない箇所につきましては工事を中止しているところでございます。また、市道赤坂中仁賀線の工事につきましては、市が道路用地として買収した区域内において水路の整備など最低限必要な機能が確保できるよう工事を行っております。

なお、平成29年4月25日に竹原簡易裁判所で行われた調停に係る内容等につきましては答弁を差し控えさせていただきます。

議長（道法知江君） 再質問を行う前に、松本議員が提出していただきました通告書が6月5日でございます。質問の中身におきまして、題材のところにおいては憲法9条の改憲発言、共謀罪法案という表現が書かれております。しかし、15日国会におきましてテロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法、テロ等準備罪法が成立しておりますので、その旨をお伝えしておきます。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） それでは、再質問をいたします。

まず最初の、安倍首相の改憲発言に係ってお尋ねをしておきましたが、答弁が明確にされておられませんでした。

再質問は、憲法99条で憲法に対する地方公務員の態度が示されております、憲法99条はどのように定めて、安倍首相の改憲発言との関わりをどのようにされているかという質問でしたので、もう一度お尋ねしておきたいと思います。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 憲法99条に関して議員の方からいろいろと御質問をいただいております。その前提条件になる部分につきましては、前提条件の解釈の部分についていろいろとされているところがございますので、ここの部分の解釈についてこの場で述べるべきではないというふうに考えておりますので、その旨御理解いただければと思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 憲法99条をちょっと紹介しておきたいと思うのです。憲法99条は、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うということで、我々も公務員ですけれども、公務員はこの憲法を尊重し擁護しなくてはならない義務を負っているということです。これについて安倍首相の改憲発言がありました。

それで、私も首相のあり方という意味では、基本的には24時間内閣総理大臣としての立場があります。それで、ぱさっと認識を表明されないわけですけれども、99条には憲法遵守義務が書いてある、そして5月3日に安倍首相が改憲発言をされたと、このことについてどうなのかということ再度確認しておきたい。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） メッセージの部分につきましては、自民党総裁としてメッセージを出されたものでございます。議員言われているのは、総理大臣としてというふうに言われておりますので、その部分はそもそも解釈というか前提条件が違うということでございますので、前提条件が違うものについてどういうふうにコメントするかという部分につきましては、解釈が異なっていくというふうに考えますので、コメントは差し控えさせていただきます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） これは読売新聞の6月8日付けに出された中の一部ですけれども、ここの中にいろいろ書いてあるのですが、この中に安倍首相が提案した9条改正とい

うふうにあります。これは、6月8日付けの読売新聞の中の一部の記事です。安倍首相が提案した憲法9条というふうにされています。ですから、こういった安倍首相が提案した9条改正ならば憲法99条に違反するという認識はお持ちでしょうか。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 憲法改正の議論につきましては我々権限を有しておりませんので、コメントは控えさせていただきます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 是非もう一回、今度は市長にお尋ねしたいと思うのです。

今、自民党の中身の分を細かく聞いているわけではありません。憲法99条は、我々含めて公務員に憲法を守らなくてはいけないよと義務を課しているということも紹介しました。そして、安倍首相の提案した9条改正という読売新聞、これ読売新聞が間違いなら間違いという訂正記事をしてもらわなくてはいけないけれども、私はこれは読売新聞が全国紙で最大の発行されている、ですからこれを読んだ人は安倍首相が提案した9条改正なのだということも理解するわけです。

ですから、今聞いているのは、次にしますけれども、ここに書いてある6月8日付けの読売新聞、安倍首相が提案した9条改正というここにあります。これが事実とすれば憲法99条との関わりで公務員に定められた義務に違反するのではないのか、違反するかしないか、この見解は述べられるでしょう。市長、是非答えていただきたい。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 新聞記事の内容を前提にいたしまして仮定を踏まえた上でコメントというのはできませんので、コメントは控えさせていただきます。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 大変残念です。やっぱり憲法99条というのは、我々含めて公務員全てに課した義務であります。それに対していろいろ不安が出たり、賛成、反対の立場はありますけれども、この読売新聞は一つの例ですけれども、こういった先ほど紹介したとおりです。これが事実ならば、誰が見ても違憲だと判断できるのは地方自治体の長としてもできることではないかなという、大変残念に思います。

それで、これは中国新聞、5月23日に紹介されました。一つ地方自治法70年、憲法にも定めておりますけれども、地方自治法ができて70年たったよと、戦前の憲法には地

方自治というのが規定がありません。中央集権といますか、そういった上意下達といますか、そういった中央集権的な政治がまかり通っていました。この反省から今の憲法ができて、その中の一つに地方自治法というのがあります。ですから、ここに中国新聞で紹介された、私は読んで、地方自治法70年を迎えたということで見出しは分権の論議、情熱失うなというタイトルでありますけれども、中身は確かにいろいろ書いてあります。主なところで私が気づいたところは、国と地方の関係は1999年の法改正でようやく上位主従から対等協力となったと、自治体が国と同じテーブルで政策論争できる裏づけである、しかし現実はどうなっていないよという危惧のコメントといますか。この中には、分権といういろいろ、分権と改憲論議のことの紹介もあります。もう一つ、自治体の運営については、地方自治法の柱として地方自治の本旨に基づいて法律で定めるとおり団体自治と住民自治、この2つの柱が大きな内容です。そして、団体自治の責任者は市長です。ですから、ここに書いてあるのは、もう一つはこういった地方自治が70年たった、しかし現実には憲法が定めた運営がなされているかと、そこに疑問を投げかけているので、わざわざ改憲せずとも政府や省庁の心構え一つで対応できる、それは先ほどの分権の問題なのですけれども、まずは現憲法下で地方自治法の本旨を体現するのが先だということも私は大切だなと思ったわけです。

ですから、団体の長としてこういう憲法を守るかどうかの意思表示といますか、これは明確に安倍首相の改憲とするならば、ここの新聞報道にあるような書き方で多くの国民は受け取るわけです。ですから、これが安倍首相が提案した9条改正、それが改憲発言とすれば私は憲法99条の公務員としての憲法を守る義務に違反するということは明確に表明できる、しなくてははいけません。これさえできないのは大変残念だし、中国新聞で紹介された地方自治の本旨といますか、まず自治体そのものが現憲法の本旨を体現するのが必要なのではないかなということをあえてこの場で指摘しておきたいと思うのです。

それとあと、内容についての改憲、この改憲の内容についてもお尋ねしました。これは国会で十分議論されることだという趣旨の内容だと思うのですけれども、憲法9条というのは大切な中身が含まれていると。私は戦後この間、自衛隊が海外で人を殺したり、あるいは隊員の方が殺されたり、こういった戦争に巻き込まれるといますか、こういったことはこの七十数年間なかったというのは、率直に言わせてもらえばこの憲法9条が大きな役割を果たしている、憲法前文にも二度と戦争はしないという決意も語られています。ですから、70年たったけれども、こういった日本の平和の柱としての憲法9条の位置づ

け、これは決して古くなっているわけではないし、世界に誇る先進的な内容だし、世界に誇る宝ではないかと私は思っています。

ですから、今安倍改憲の内容そのものは、要点としてはこの9条に追加して9条の2に自衛隊の存在を明記するという案が有力とされています。ですから、私が壇上で申し上げたように、明記するということは単なる存在とそれを明記したのだということだけでは済まされなくて、この改憲発言の時期を決めた内容というのは、今までの自民党政府、今までの内閣そのものも専守防衛とか言ってきた。今の自衛隊の存在を自衛隊ということではいかせていますけれども、これを軍隊という言い方は決してできませんでした。必要最小限の武力という言い方で専守防衛ということが柱になってきた。これは一昨年の安保法制、戦争法で限定的な集団的自衛権が強行してつくってしまう、解釈を変えてしまうというような大変なことが起こったり、今回のような記述を明記して改憲の発言をするということは大変私は危惧しています。

そこで、質問のことを聞きますけれども、この憲法9条の果たした役割と申しますか、私は先ほど具体例を示して、日本が戦争に巻き込まれなかった大きな柱がこの憲法9条だというふうに私は認識しています。市長はこの憲法9条について、日本の平和な柱であるとか、そういった役割を果たしたということについてどういった認識をお持ちなのか、お尋ねしておきたい。

議長（道法知江君） 13番松本進議員に申し上げます。

当該自治事務、竹原市の一般事務における質問の内容とはかけ離れているものではないかと、このように思われます。回答しようにも、答弁しようにも答弁ができない状況が続いているのではないかと、このように感じております。国レベルのことは国で、地方議会では地方議会の役割分担があると思いますので、注意をしておきます。

副市長、答弁。

副市長（細羽則生君） 憲法の部分につきましては、我々地方の執行機関として権限を持っておりませんので、コメントは控えさせていただきます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 誤解を与えたらいけませんけれども、議長もですけど。ここで憲法9条の内容をどう変えようとか、そういう議論をしているわけではないのです。それは、さっき言った国会でやるべきことですから。しかし、改憲発言の問題とかそういった内容の要旨について私は私の見解を述べましたし、市長としてこういう日本の、竹原市民

の平和に関わる問題もありますから。だから、こういった平和憲法9条の役割というのは、先ほども申し上げました。私はこれを変えたら大変な大ごとになるよと、平和が脅かされるよということをお尋ねしました。市長はどういう認識をお持ちなのかということをお尋ねしているわけです。もう一度お尋ねしておきたいと。

議長（道法知江君） 副市長，答弁。

副市長（細羽則生君） 先ほど来申し上げさせていただいておりますように、権限がないという部分につきましては検討をしないということですので、検討しないものに対しては認識を述べることはできません。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 繰り返しになりますけれども、誤解をあえて承知でそういう答弁を繰り返されるということは大変残念であります。ですから、言っておきたいのはこういった憲法、改憲内容、先ほど言いました、これがもしそうなった場合は市民の平和、これが崩されるのではないかというのが私の意見ですから。そういった分についての市長の明確な発信をする必要があるというのは、先ほど地方自治法70年施行ということも紹介した上での発言を求めましたが、大変残念ながら答弁をいただけません。

それでは、3点目の質問、共謀罪法案について……。

議長（道法知江君） 13番松本進議員に申し上げます。

共謀罪法案というものはございませんので、確認をとりたいと思います。組織犯罪処罰法、テロ等準備罪法のことを言われているのではないかと思います。

13番（松本 進君） それは承知の上で質問しているわけです。ですから、ここでそういう言い方はやっぱり……。

議長（道法知江君） 13番松本進議員に申し上げます。

承知の上での発言は許可いたしません。

13番（松本 進君） 共謀罪法案というのは、マスコミ一般でも報道しているのですよ。

（「議長，整理」と呼ぶ者あり）

承知の上というのは、組織犯罪処罰法ということは承知して共謀罪法案、マスコミの報道していることを言っているわけです。それが何でおかしいのですか。マスコミが間違いだと言うのですか。そんなことはあり得ないでしょう。

議長（道法知江君） 事実に基づいてでしか発言は許されませんので、よろしく願いいたします。

13番（松本 進君） マスコミは……。

議長（道法知江君） 共謀罪法という正式名があるわけではありません。

13番（松本 進君） マスコミは共謀罪法，報道も……。

議長（道法知江君） マスコミはマスコミです。

13番（松本 進君） しています。ですから，マスコミを引用して言っているわけです。

議長（道法知江君） マスコミを引用するものは，議会での……。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 先ほどから国政と地方自治法の意見がありますが，私は先ほど議長が指示されました，地方自治法は地方自治法，我々に課せられた法律でございます。国会においてやることと地方自治体でやることは当然内容が大きく違います。国会では国の国家法等に関わる問題を法制化している機関でございます，今の議論のやりとりを聞いておりますと，質問者も答弁者も堂々めぐりでございます。その解決方法としては，やはり地方自治法にのっとり我々の責務の質疑が大事であろうということでございますので，是非議長におかれましてはこの点を，休憩をとっていただけて結構ですが，整理をしてお互いに理解できる内容で本議会の進行をお願いしたいと思います。

議長（道法知江君） 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前11時45分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本議員の質疑の途中で議事進行が入りました。答弁調整を行っておりますが，一般質問の時間が残り約1時間となっております。そのため，午後1時より会議を再開いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き松本議員の一般質問を行います。

議長から報告いたします。

午前中における松本議員の一般質問の中で、質問と答弁における取り扱いに関し議事進行がございました。議長において、この間議会運営委員会での協議、双方における調整をいたしました。

これより松本議員からの質問により再開いたします。なお、残り時間は1時間となっております。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） この第1番目の質問は、憲法改憲発言とか共謀罪法案、これが可決されましたけれども、この法律によって市民の平和と暮らしがどうなるのかということが質問の趣旨でありまして、具体的に地方自治法の70年、地方自治法が施行されて今このことが問われているよということで、団体自治の長としての市長の明確な見解を改めて求めたいと言わざるを得ません。

それで、3点目の共謀罪法案、組織犯罪処罰法案という方でしょうけども、このことについて答弁では、要約すればテロ対策のための法律なのだという趣旨の説明がありました。しかし、いろんな識者の声といいますのは、ちょっと紹介したいと思うのです。1つは6月17日付けの地方紙ですが、こういった法律ができてどう向き合うかということで、先ほど市長が答弁したこの共謀罪法がテロ対策のためなのだという法律とはちょっと違うニュアンスで法律の専門家、識者等は警告といいますか発言しているわけです。それをちょっと紹介しますと、政府は最大の理由でテロ対策、これを上げているけれども、本当に有効なのだろうかということで識者の方が、紹介しますとこれは広大の萩野さんという方ですが、テロ行為とは何なのかを条文で定めないままテロを未然に防ぐという大義名分で277もの犯罪へ包括的に網をかけた。既に組織的な犯罪をめぐる立法は様々があると、国会が法改正の正当性を一つ一つ十分に吟味できたかは疑問が残るというような紹介があります。それでもう一つ、広島弁護士会の前川さんというまだ若い方ですけども、この方は市民も対象になり得るというようなスローガン、見出しで紹介されておりますが、法改正は取り締まる対象が明確でないため捜査機関が恣意的に運用でき、一般市民も対象になり得る、それが最大の問題で現代の治安維持法とも言えるというような、この広島弁護士会の前川さんという方が中国新聞に紹介されています。

要は、この共謀罪というのが何が処罰されるのかという構成要件が極めて曖昧だという

ことに尽きると思うのです。そして、警察にその権限を与えればいろんな不明確な、犯罪の要件が不明確ですから、拡大解釈されて監視社会になりはしないかと、そういった心配があるよということが率直に述べられているわけです。そのことは市民の中にも不安がある。これに対して市長として答える必要があるのではないかと。

そしてもう一つ聞きたいのは、憲法との関係で言いました。こういった私の個人的な意見を述べているのではなくて、こういった専門家、識者の声がそういった共謀罪法ができただけでも大変心配をされている。憲法19条の思想信条の自由を侵害するのではないかと、いうところが一番ポイントの2つ目の中身だと思うのです。ですから市長として、先ほど紹介があったようなテロ対策のためというような法律よりは、そうではないよと、国では法を整備されてるよということも言われましたし、こういった構成要件が、取り締まる対象が明確でないと、いろんな監視社会になって憲法19条の思想信条の自由が侵害される、そこへの危惧が率直に私も訴えたいと。ですから、市長として明確に意見を表明すべきではないかということなのであえて聞きたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 市長。

市長（吉田 基君） 組織犯罪処罰法の改正につきましては、連日報道等においても大きく取り上げられております。様々な意見が述べられていることは私も承知いたしております。こうした中で、松本議員からいただいております御質問につきましては副市長から御答弁申し上げますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 市長答弁ありましたように、組織犯罪処罰法の改正の部分につきましては、連日いろんなことが言われているというのは承知をしているということは市長が答弁させていただいたとおりでございます。これらの部分につきましては、新聞記事でありますとかいろんな団体が意見を出されているということに対して、今後どういうふうな形で国が施行、運用していくかという部分については国において責任を持って進められていくというふうに考えております。それらに対して、我々地方の執行機関として意見等々、嫌疑を差し伸べる場面ではございませんというふうに考えておりますので、ちまたで言われていることも含めまして、法の解釈という部分につきましてはコメントを差し控えさせていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） これだけ大きな重大な法律ができて、憲法19条の内心の自由を侵害しかねないという専門家の声とか市民の中にもいろいろな声があります。ですから、そこはコメントできないという副市長あるいは市長の見解だと思うのですけれども、とても残念だなというように思いますし、先ほど再質問の中で地方自治法施行70年、こういった中で団体自治としての発信をしなくてははいけない。国との関係でも対等平等の法律ができたのだよと。しかし、それが実行されてないところに問題があるということは率直に指摘せざるを得ません。

それと、この共謀罪法案については、先ほどそういった、今の答弁では市民が抱えている様々な不安、これが解消できないという率直な私も心配を持っておりますし、是非こういった憲法19条に侵害しないような、侵害するということが明確に解決できない、クリアできないわけですから、様々な疑問、心配が残るということは率直に指摘せざるを得ません。

それで、この場ですから改憲問題についても、市長の答弁がなかなかなかったわけですが、指摘しておきますと、憲法9条の中心の中身を今日私は取り上げました。そして、この9条があるからこそ日本が他の国との戦争に巻き込まれることは今まではなかったと。しかし、一昨年戦争法、安保法制等々で限定的という形にしておりますけれども、集団的自衛権が行使されかねない法律ができたということは大変私たちも、私も心配しております。

それで、ここの9条の中身というのは何回振り返っても私は大切な内容だということであえて指摘させてもらいたいのは、法律ができた昭和22年8月2日に当時の文部省が中学校向けに社会科教科書の副読本として解説しています。これは新しい憲法の話ということで戦争放棄、9条について紹介しておきますと、新しい憲法の話ということで戦争の放棄、今度の憲法では日本の国が決して二度と戦争しないように2つのことを決めましたと。その一つは、兵隊も軍隊も飛行機も、およそ戦争するためのものは一切持たないということだと。云々、しかし市民の皆さんは決して心細く思うことはありません。日本は正しいことをほかの国より先に行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません。もう一つは、よその国と争い事が起こった時、決して戦争によって相手を負かして自分の言い分を押し通そうとしないということを決めたのですと。穏やかに相談をして決まりをつけようというのです。なぜならば、戦を仕掛けることは結局自分の国を滅ぼすことになるからですということで、これは昭和22年8月2日に文部省が中学校向けの副

読本として戦争放棄の中身を紹介しました。

ですから、私は今安倍首相の改憲発言というのはこの平和憲法を壊すと、そういった発言の内容で大変私は心配しているし、先ほど党独自の活動というよりは総理大臣ですからそれだけ重い発言になる。ですから、一般の新聞では安倍首相の9条の改正発言、提案ということも堂々と取り上げるわけです。ですから、そういった中で、私はさっき言った地方自治、団体自治、その責任者として憲法擁護義務が我々を含めてあるわけですから、それに対してこういった改憲発言、堂々と出ることに対してはいろんな考えがあるかもしれないけれども、憲法99条に公務員としての憲法遵守義務に違反するということは明確だと思っております。是非とも日本の憲法はそういう大切な中身、今後とも決して壊すようなことがあってはならないということだけは指摘しておきたいと。

それでは、次の質問に入ります。

次は、仁賀ダム建設に伴う、竹原市と住民の交わした覚書についてであります。

私も3年になりますか、2014年6月市議会でこの仁賀ダム建設に伴う市長と住民の方の約束事、覚書が履行されていないと、住民から見れば市に言ってもなかなか聞いてくれないと、約束を守ってくれないという趣旨があつて3年前にも取り上げました。

それで今日質問で伺ったのは、市長が前回、市民との約束は誠意を持って引き続き取り組むという発言がありました。ですから、それを信じて今回質問したわけですがけれども、3年前の質問以後、平成27年に関係者と話し合いを行いました、調整が整わない状況でしたという答弁でありましたけれども、この3年間何回、いつ誠意を持って話し合われたのかと。それで、具体的な調整が整わないという状況ですけども、市としてどこが最大のネックといいますか、その覚書の約束を実行する最大の障害になったのかということをお聞きしたいと。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の平成26年6月議会以降の協議、話し合いについて3年間経過しているが、いつ、何回話し合いをされたのかというような御質問でございますが、平成26年6月以降の協議、話し合いにつきましては、平成27年1月に協議を行っておりますが、関係者との調整が整わない状況となっております。具体的な覚書の内容につきましては関係者と交渉をしている段階でありまして、具体的な協議内容については答弁は差し控えさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） この3年間で覚書を誠実に実行するためには平成27年1月、日にちは言われませんでしたけれども、1月の何日1回だけということでもいいのでしょうか。

それと、その内容についての答弁を差し控えるというけれども、項目はいろいろありますから、大きな柱の一つは市道赤坂中仁賀線に関わって市がそこに市道をつける、そしてその周辺に田んぼが残地として残る、この田んぼが道をつけた後も利用できるようにしてくださいよと、そういつて具体的な項目が出されています。それとかあとは、田んぼのあぜといいますか、田と田の境、これをコンクリートでやってくださいよとか。大きな柱としては市道赤坂中仁賀線で、2つの項目だけではないのですけれども、大きな柱はそういう2つの柱といいますか、市道の道と田んぼの段差、段差がありますけれども、段差がどうなるのかということで図面ではっきり示してくださいと。それで了解したら、合意したら次に進むということになるのでしょうか、そういった道と田んぼの段差の関係でこれはもう中心的なところの一つだと思うのです。

ですから、こういったことが障害になってできなかったのかと。そういった交渉の経過でどこがネックになっているのかということは、相手とは調停にもなっているわけですから、公になっているわけですから。相手の合意を得て私は質問しているわけですから、別にプライバシーでも何でもない。ただ、答弁しにくいのは市の方に何かあるのかなという思いが私も疑問に思うわけですから、今日明らかにすべきではないかということを知っているわけです。ですから、この3年間で協議したのは平成27年1月、この1回だけだったのかと。

それとあと、今掲げたポイント2項目ありましたけれども、そういったポイントが大きなネック、障害となって合意に至っていないのかと。市としての具体的な対案は示せなかったのかということとはもう一回ははっきりしていただきたいと。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 繰り返しになりますけど、議員御指摘の覚書の内容につきましては個別案件ということになりますので、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 同じことの繰り返しなのだけでも、個別案件というけれども、そ

りゃプライバシーに関わって公の場へ出したらいけないよということなら別だけれども、これは堂々とこの内容については調停もされているわけですよ。公の場へ出しているわけですよ。それが何でここで控えなくてはいけないのですか。あなた方の判断で個別の、それは市の方の判断、市の方の都合で出さないのかということですよ。相手方の方は公にしてわざわざ約束守ってくださいと、何で守れないのですかと、当初はこの仁賀ダム建設そのものは賛成だし、それに関わる地域振興ですから。市道赤坂中仁賀線も賛成だったのです。しかしいろんな経過の中で、市の方が約束守ってくれないからこういった覚書をわざわざ書かなくてはならないような事態までなっている。しかし書いた内容そのものも守ってくれないと。これは市民の方がオープンにしているわけですよ。あなたの何か都合があって出せないのですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 覚書の約束の件でございますが、先ほど来市長の答弁がございましたように関係者と協議、話し合いを重ねているところでございますので、今後も関係者の理解が得られるように引き続き対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） そんなことを言うけど、具体的にどういう対応を示したのか。理解を求めるための具体的な提案を示して、その中で、例えば10出したけれども、それは10はいかないこともありますよ、それは。7、8しかいかなかった、4か5かもわからない、その内容のことがそれは具体的な交渉の中であるかもしれない。しかし、当事者としては、その具体的な覚書の内容を調停までかけて公にしているわけですよ、約束守ってくださいと。しかし、何であなた方がそういう具体的な提案を示したのですか、具体的な提案を。市長、私がした質問以降。この平成27年1月の、市の方が都合が悪いからでしょう。相手はもういいのでしょう、出しても。具体的な提案があったら示したのですか。そして、相手の方が待ってくれ、ここはこうしてくれとかいろんな誠意を持った話し合いがされたのかどうか、そこを聞いているわけですよ。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 御質問の調停の件でございますが、この件につきましては竹原簡易裁判所で行われた調停に係る具体的な覚書の内容につきましては、関係者と交渉して段階ということで、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） ちょっと待ってください。調停の内容は相手との交渉をしている段階。調停の話し合いなんかしても、最初の第1回目から市の方からもう不調にしてくださいという回答をしているわけです。だから、相手方の方は、市の方はあれだけ誠意を持って協議すると言ったのにもう話し合いする気はないのですかと。私たちは仁賀ダム建設に賛成してきた、市道建設にも当初は賛成して一部は判を押してます。しかし、実行してくれないからというので、市長、あなたが答えないといけないのですよ。調停の分は市長が担当課長に全権委任しているのですよ。全部言わなくても主な内容ぐらいは、具体的にこう示した、しかし相手とのいろいろな思いがあって整わなかったと。具体的に提案したのかどうか、相手の話し合いの状況はどうだったのか話してくださいよ。あなたが責任で話してください。調停で担当課長に全権委任しているのだから。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 先ほど来答弁させていただいておりますように、この件につきましては、調停の部分についてもいろいろと調停の内容の部分についても、相手方といろいろとやりとりをさせていただいているという状況でございます。そういう状況の中で、一方的に行政側の部分のコメント、あるいはその施工プロセス、あるいは交渉のプロセスの部分について申し上げることが適切ではないというふうに考えておりますので、先ほど来お答えできませんという答弁をさせていただいているということで御理解いただければと思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 市長は誠意ある協議を望むと言ったのですよ。しかし、1回目の調停からもう不調にしてくださいと。それは、もう話し合いをする気はないですよと言われても仕方がないですよ。相手方は本当に怒ってますよね。何で約束したのに守ってくれないのかと。それは吉田市長の時ではないけども、前市長の覚書ですから。受けた市長はいろいろ大変だろうけども、約束を守るための努力はしなくてははいけない。個別の具体的内容も答弁できないと言っているけれども、この調停の内容見たら覚書のイの1から3、その中に地図の図面のことがあるのですけれども、ここの覚書の1項では竹原市はこの図面を相手方に交付して相手方の了承を得ますよということが書いてあるわけです。そして、質問というのは、覚書の一つの今図面のことを言いました。この中に1が入ってま

す。これは履行済みだという言い方で話を蹴っているわけです。ですから、私もわざわざ壇上で聞きました。履行済みのことというのはこの図面について相手の了承を得たことなのですかと、相手の了承を得たことなのですかということで聞きましたけれども、何もコメントがないわけでしょう。

だから、市長が約束を守る、誠意を持って対応すると。しかし、この3年間1回しか、答弁では1回だけでしょう。今年起こされた調停も問答無用ではないですか。調停も約束守ってくださいという調停ですから、内容的には。ですから、ここに調停でもう話し合いしないというので、この履行済みというのがありますよね。履行済みで覚書の中の一つの項目ですけども、図面の関係でこれも履行済みだということで竹原市から一方的には出しているのか知らないけども、相手の了承を得ると、そういった中身になってますよね、覚書に。しかし、相手方は了承してないと。確かに中身のいろんな段差の問題とか、そのの了承する中身は確かにあるでしょう、そこは。だから、相手方の言うのが道と田んぼの段差を縮めてほしいと。あとはいろんなり面とかあるのですが、そういった趣旨の分はあります。ですから、その分は具体的にどうしたら解決できるのかということの提案を示さないと、物事は進まないのではないですか。

ですから、私は具体的に市としてこの平成27年1月協議した、1回だけでしょうけども、協議した時に具体的に提案したのかどうか。相手はそれについて了解、わかったと、市の都合はそうなのかと、わかったと、オーケーしましょうというような話し合いまでいったのかどうかということを知っているわけですから。途中だから言えないというような問題ではないでしょう。公になっているわけですから。交渉過程なら交渉過程で目途は立つのですか。この合意ができなかったら、覚書の中身は1から4といういろいろ項目があるのですけども、この内容については厳守して実施しますよと。上記の内容が履行されない場合は工事の施工を中止しますよということもあります。

ですから、工事の中止についてもどんどんどんどん市道はできて、そのの相手方の田んぼのところだけはやってないという理解かもしれませんが、この覚書の内容というのは市道と田んぼの位置といますか、そういった高低差に関わるのがありますし、あとは何項目かいろいろ項目があるのですけれども、そういった中心的な分は市道と田んぼの位置関係、高低差なんかを図面で示して了解を得るとい、そののことがポイントだと思うのです。そこがなぜ出せないのですか。出せなくてもどんどんどんどん工事はやっているのではないですか。だから、相手方の方は不信感を持っているわけなのです。是非そこを市

長はそれをどういう思いでこの調停を不調にして解決を図ろうとしているのか、是非そこを聞かせてください。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、先方といろいろと話をさせていただいている部分につきましては双方の意見が食い違っている、それぞれの主張に対して内容という部分が合意に至っていないということです、一方的な部分をもってどちらが正しいというのは今のこの段階において答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

さらには、調停に出ささせていただいている内容については、市として調停を出されたものに対して市の意見を申し上げさせていただいているということですので、その部分について、調停させていただくとかという部分について公にしているというふうには我々は認識しておりません。これらの部分については継続して協議を行っているという状況ですので、一方的にどちらかの見解を述べるのが公平中立な部分を、公平性でありますとか中立性という部分を妨げる可能性があるということもございますので、発言を控えさせていただいているということでございます。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） そういう相手を逆なでするような答弁したらいけないよね。誠意を持って努力して、私はそれが100%合意していないからいけないというようなことは一言も言ってないのです。調整しているとか何か今言っているけども、市長、ちょっと聞きますよ。

私が質問して3年半ぐらいたちます。この間、平成27年1月、1回相手方と協議したのでしょうか。あと日にちをいつやったか教えてください。いつ相手と話し合ったかというのを教えてください。それと、その内容についても市長に報告がいつしていると思いますけども、この3年間で1回しか話し合いできない、それで誠意を持った対応をしているという市長の認識なのですか。

市長が答えや、市長が。

議長（道法知江君） 建設部長。

（13番松本 進君「あなたが答えられるのか、責任持って」と呼ぶ）

建設部長（有本圭司君） まず、交渉内容の日付の御質問についてでございますが、交渉

内容の日付につきましては平成27年1月22日に交渉いたしております。交渉の内容につきましては個別に交渉しているということで、内容については答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は市長に聞いている、市長に。あなたは全権を持って担当課にやっている、調停の分で。そこについて履行済みだと答えている。しかし、履行済みという中身は図面の分で相手方に示して了承を得るということになってますよと。しかし、相手方は了解してないわけ、了承してないわけよね。だから、一方的に図面だけ出してこの約束は守れる、誠意を持った対応とは私は思えないのですよ。だから、市長が3年間で1回しか話してない、部下にそういうふういろいろな全権を任せてやった、しかし問題は解決してない。これが誠意ある対応なのか、あなたが責任持って答えてくれや。

議長（道法知江君） 副市長。

（13番松本 進君「何で答えないのか、あなたが」と呼ぶ）

副市長（細羽則生君） いろいろとお話は伺っておりますけど、先ほど来申し上げさせていただいておりますように、見解が相違をしていると、合意に至っていないという状況でございますので、その部分について個別具体的に申し上げることが、先ほど来何度も申し上げさせていただいておりますように、公平中立に保てないというふうな可能性があるということでコメントを差し控えさせていただいていると。我々は誠実な対応をしないと言っているわけではなくて、具体的にいろいろと話をさせていただいておりますが、合意に至っていないということですので、回数等々の問題ではなくて双方の見解が食い違っているということでございますので、その部分について個別具体的に詳細なコメントはこの場では控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 最後、市長に意見だけ言っておきますけども、私が質問した以降の3年間で1回しかやってないわけよね。

（市長吉田 基君「そういうことを誇張されたら」と呼ぶ）

いやいや、それは事実だから。あと何回も話ししているなら……。

(市長吉田 基君「帰る」と呼ぶ)

ちゃんと言ってくださいよ。

1回やって話がつく問題ならそれでちゃんとあなたが責任持って答えなさいや。

議長(道法知江君) 市長。

市長(吉田 基君) 松本さんね、誇張のし過ぎですよ。

(13番松本 進君「誇張ではないではないか、1回だけしかやっていないのは」と呼ぶ)

議長(道法知江君) 不規則発言……。

市長(吉田 基君) この案件について私たちは、私も現場へ行って見てますし、いわゆる覚書、これも見えています。いろいろ事情も聞いています。だから、副市長が御答弁をさせていただいたのが私たち執行部の統一見解なのです。これをもって対処する以外にないという、それが誠意があるかないかという次元の状態でないということを理解していただきたいと、このように思います。

議長(道法知江君) 13番松本進議員。

13番(松本 進君) もう最後にします。最後にしますというのは、私はこういった市長と市民の約束ですから確かに100%とかいかないこともあるでしょう。しかし、これだけもう、これ3年間より前からあるわけですから。市長に私が質問してからも3年間になります。そこで1回しかやってないのです。統一見解かどうか知らないけども、私は具体的にネックになっている課題は何かと、そこも聞いているわけですよ。ネックになっている課題を解決できれば前へ進むではないですか。その解決の仕方も100%とは限りませんよ、確かに、交渉事ですから。それはそういった分が前進しているとか、いろんな問題解決にいつているなら別なのだけでも全然いつてないし、調停では初めからもう、1回目からもう不調にしてくださいということをやっている。

だから、最後に聞きますけど、市長、あなたが統一見解と言っているけれども、この覚書は生きるわけですよ、代々までと書いてあるわけだから。これは市長は誠意を持って今後でも対応する、そういうことでいいのですね。

議長(道法知江君) 松本議員、最後の質問と言われましたので、最後の質問にさせていただきたいと思います。

副市長。

副市長(細羽則生君) 覚書に書かれている内容につきましては、覚書という文書がある

以上はそれに対しての我々としての、行政としての取り扱いという部分につきましては、相手方と合意を得られるように努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと。

(13番松本 進君「終わります」と呼ぶ)

議長(道法知江君) これをもって13番松本進議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

6月22日、23日は午前10時から各常任委員会の審査、調査を、26日は10時から議会運営委員会を開催し、27日は10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時36分 散会